

答申個第11号  
令和5年12月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純 殿

徳島県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹 原 大 輔

住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

令和5年11月17日付け市第801号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

諮問のあった事務において、附票本人確認情報を利用又は提供をすることは適当であると認める。

なお、次の事項について特に配慮すること。

- 1 利用事務の担当者に対する研修の実施その他の保護措置を十分に行い、一層のセキュリティ確保に努めること。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会審議経過

回	開催年日	内容
第5回	令和5年12月1日	諮問 審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
遠藤 理恵子	弁護士	部会長職務代理者
篠原 靖典	徳島県文理大学大学院人間生活学研究所教授	
竹原 大輔	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	

(五十音順)